

滋賀県産業支援プラザ若年層等人材確保・定着補助金（奨学金返還支援）交付要領

（趣旨）

- 第1条 この要領は、中小企業等の魅力向上と若手人材の確保につなげるため、滋賀県若年層等人材確保・定着補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けて、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が実施する滋賀県産業支援プラザ若年層等人材確保・定着補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定めるものである。
- 2 補助金の交付については、令和7年度滋賀県若年層等確保・定着補助金交付要綱（以下「滋賀県要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

（定義）

- 第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

（1）中小企業者等

次のいずれかに該当し、申請日時点で既に事業を営んでいる者をいう。

- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）で、県内に事務所または事業所を有する者
- イ 県内に事務所または事業所を有する者で、前号における中小企業者に準ずる者

（2）奨学金等

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）および大学院などの教育機関における修学を支援するために貸与される学資金等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- イ 地方公共団体、大学および民間企業・団体などが貸与する奨学金（ただし、奨学金の制度の趣旨から補助金の対象外とすることが必要と滋賀県知事（以下、「知事」という）が別に認めたものを除く。）

（3）支援制度

補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）が、雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則、専用の規程など明文化された文書（以下「内部規程等」という。）に基づき行うものであって、以下に該当するものをいう。

- ア 支援対象従業員本人が債務者となっている奨学金の返済に係る負担を軽減するもの。
- イ 支援対象従業員に対して年1回以上、通貨（現金または口座振込等）によって給付するもの、または該当従業員に代わって奨学金の債権者に対して年1回以上直接返済する（以下「代理返済」という。）もの。

（4）支援対象従業員

支援制度による給付の対象となり、当該給付が本補助金の補助対象経費となる従業員であって、奨学金返還支援については次のアからケまでの全てを満たす者をいう。

- ア 雇用期間の定めのない従業員であること
- イ 補助金の交付を受けようとする県の会計年度（以下「会計年度」という。）の末日において 35 歳以下であること
- ウ 県内の事務所または事業所に勤務していること
- エ 補助対象期間の末日（3 月 31 日）時点において申請時と同じ補助事業者には雇用されていること。
- オ 補助事業者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む。）である場合においては、当該個人事業主とその親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が支援対象従業員以外の従業員と同様であると認められる者を除く。
- カ 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
- キ 令和 7 年 4 月 1 日以後に雇用されていること。
- ク 申請日において、奨学金等を返済中であるか、申請日の属する年度から返還開始予定であること。
- ケ 本補助金以外に県の財源による奨学金返還支援の支給を受けていないこと。

（補助事業者）

第 3 条 補助事業者は、滋賀県内に事業所を有する中小企業者等であって、補助対象事業を実施する者とする。ただし、以下に該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- （1）国、県および市町（共済組合を含む。）が所有、管理または運営する施設
- （2）県税に未納がある者
- （3）次のいずれかに該当する者
 - ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者等
 - ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者等
 - ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等
 - ⑤ ①～③に該当する中小企業者等の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等
- （4）次のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ ①～⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業およびそれらに類似する業種を営む者

(6) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

(7) 事業を営まない法人格のある自治会等

(8) その他、補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

2 第 1 項における「大企業」とは、中小企業者等以外の企業をいう。

（補助対象事業および補助対象経費等）

第 4 条 補助対象事業は、若手人材の確保、定着につなげるために中小企業者等が従業員に対して支援制度に基づき行う事業とし、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については別表 1 に定めるとおりとする。また、補助対象期間、補助率、交付上限額は別表 2 に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

（支援対象従業員に対する支援対象期間）

第 5 条 補助事業の対象となる支援の実施期間は、別表 3 に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請等）

第 6 条 補助金の交付を申請しようとする中小企業者等は、滋賀県産業支援プラザ若年層等人材確保・定着補助金（奨学金返還支援）事業計画認定申請書（様式第 1 号）を支援プラザが定める日までに提出しなければならない。

2 補助事業者が、交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、滋賀県産業支援プラザ若年層等人材確保・定着補助金（奨学金返還支援）事前着手届（様式第 2 号）を支援プラザに提出し、その承認を得たときは、この限りでない。この場合でも、当該事業年度の 4 月 1 日より前に遡ることはできない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 支援プラザは、第 6 条第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等を行うものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付の可否を決定するものとする。なお、支援プラザは、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、または条件を付して補助金の交付の可否を決定できるものとする。

2 支援プラザは、第 6 条 1 項の補助金の交付の可否を決定したときは、速やかにその内容および付した条件を当該申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、前条第2項により交付決定通知を受けた、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、支援プラザが別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取下げることができる。

（交付申請の変更、中止または廃止）

第9条 補助事業者は、交付決定された交付申請の内容を変更しようとするときは、滋賀県産業支援プラザ若年層等人材確保・定着補助金（奨学金返還支援）交付決定内容変更申請書（様式第3号）を支援プラザに提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、滋賀県産業支援プラザ若年層等人材確保・定着補助金（奨学金返還支援）に係る補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を支援プラザに提出しなければならない。

3 支援プラザは、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（補助事業遂行の義務）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者は、支援対象従業員が奨学金を計画に従い返済していることを確認しなければならない。

（補助事業の実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から30日以内、または令和8年4月20日のいずれか早い日までに、滋賀県産業支援プラザ若年層等人材確保・定着補助金（奨学金返還支援）実績報告書（様式第5号）を、支援プラザに提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 支援プラザは、補助事業者が補助金を他の用途に使用するなど、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部または一部を取消することができる。

2 支援プラザは、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の額の確定等）

第13条 支援プラザは、第11条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査および必要に応じて現地調査等を行う。これにより、当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第9条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者

通知するものとする。

（補助金の交付、請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、滋賀県産業支援プラザ若年層等人材確保・定着補助金（奨学金返還支援）交付請求書（様式第6号）を、支援プラザに提出しなければならない。

2 支援プラザは前項による請求に基づき、補助金を補助事業者に交付するものとする。

（補助金の返還）

第15条 支援プラザは、第12条1項により取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に定める期日までに返還を命じるものとする。

（立入検査等）

第16条 支援プラザは、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、またはその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

（補助金の経理）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（書類の提出部数）

第18条 この要領により支援プラザに提出する書類の部数は、1部とする。

（データ等の提供）

第19条 県および支援プラザは、第1条第1項の規定による目的に必要な範囲において、補助事業者に対し、若年層の雇用状況等のデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 補助事業者は、県および支援プラザが前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（補助事業の公表）

第20条 県および支援プラザは、補助事業内容や効果等を公表することができる。

（雑則）

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は支援プラザが別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和7年5月30日から施行し、令和7年度分の事業に適用する。

別表 1 補助対象経費（第 4 条関係）

対象区分	補助対象経費
奨学金返還支援	補助事業者が支援対象者に対して奨学金返済支援のために支援対象従業員本人に対して直接支払った手当等および代理返済に要する経費

別表 2 補助率、補助対象期間、補助金額（第 5 条関係）

補助対象期間	補助金の申請のあった年度の 3 月 31 日まで		
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 の額		
交付上限額	上限区分 補助対象事業	支援対象従業員 1 人 あたりの上限	総額の上限
	奨学金返還支援	90,000 円 ※支援対象従業員が他団体より対象経費の 2 分の 1 を超える額の支援を受けている場合、または受ける予定の場合は、対象経費の 2 分の 1 を超える額を補助額から除く。	450,000 円 ※奨学金返還支援の対象となる従業員数は、補助対象事業者 1 者あたり最大 5 人とする。

別表 3 支援対象従業員に対する支援対象期間（第 5 条関係）

対象区分	支援対象期間
奨学金返還支援	・複数年度間で引き続き本補助金を活用しようとする場合における支援対象期間は、支援対象従業員ごとに 5 年を上限とする。なお、5 年とは、支援対象従業員が雇用期間の定めのない従業員として採用された日以降に迎える初回給与支給日の属する月を 1 箇月目とし、60 箇月目までとする。 ※支援対象従業員に、別の補助事業者における支援対象期間がある場合は、その期間を通算する。 ※上記にかかわらず、支援対象従業員が雇用期間の定めのない従業員となった日の属する月に返済猶予期間が経過していない場合、5 年とは初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月を 1 箇月目とし、60 箇月目までとする。 ※次年度以降の事業実施については、滋賀県から支援プラザに対し補助金が交付されることを前提にしている。